

請求の範囲

- [請求項1] 0.0005 w/v %以上、0.05 w/v %以下のブドウ糖、非イオン界面活性剤、およびアルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩を含有する医薬組成物。
- [請求項2] 0.0005 w/v %以上、0.01 w/v %以下のブドウ糖を含有する請求項1に記載の医薬組成物。
- [請求項3] 非イオン界面活性剤が、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ポリオキシエチレンソルビタンモノ長鎖脂肪酸エステル、モノ長鎖脂肪酸ポリエチレングリコール、およびポリオキシエチレンポリオキシプロピレンブロックコポリマーからなる群より選択される1以上の非イオン界面活性剤である請求項1または2に記載の医薬組成物。
- [請求項4] 非イオン界面活性剤の濃度が0.001 w/v %以上、0.5 w/v %以下である請求項1～3のいずれかに記載の医薬組成物。
- [請求項5] アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩の濃度が0.0005 w/v %以上、0.05 w/v %以下である請求項1～4のいずれかに記載の医薬組成物。
- [請求項6] 0.002 w/v %以上、0.01 w/v %以下のブドウ糖、
0.005 w/v %以上、0.05 w/v %以下の非イオン界面活性剤、および、
0.001 w/v %以上、0.005 w/v %以下のアルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩を含有する請求項1～5のいずれかに記載の医薬組成物。
- [請求項7] 更にアミノ酸を含有する請求項1～6のいずれかに記載の医薬組成物。
- [請求項8] アミノ酸がタウリンである請求項7に記載の医薬組成物。
- [請求項9] 0.01 w/v %以上、1.0 w/v %以下のアミノ酸を含有する請求項7または8に記載の医薬組成物。
- [請求項10] pHが5.0以上、8.5以下である請求項1～9のいずれかに記

載の医薬組成物。

- [請求項11] 0.005 w/v %のブドウ糖、
0.01 w/v %の非イオン界面活性剤、および、
0.0025 w/v %のアルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩を
含有する医薬組成物。